

## 田原市漁業近代化資金利子補給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市に在住する漁業者等に対し、融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関の貸付けた漁業近代化資金に利子補給をすることにより、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化の促進に寄与することを目的とする。

### (法律等の適用)

第2条 この要綱で定めるもののほかは、漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号）及び同法施行令（昭和44年政令第209号）並びに愛知県漁業近代化資金等利子補給規則（昭和44年規則第42号）等によるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において「漁業者等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) 第2号、第3号及び第5号から前号までに掲げる者のほか、

前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、次に掲げるもの

イ 水産業の振興を目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であって、前各号に掲げる者又は地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）

ロ 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、前各号に掲げる者が、合名会社及び合資会社にあってはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占め、株式会社及び有限会社にあってはその総株主又は総社員の議決権（地方公共団体が有するもの及び商法（明治32年法律第48号）第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係るものを除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係るものを含む。）の過半数を有しているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）

ハ 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、第1号又は第3号から第5号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの

2 この要綱において「融資機関」とは次に掲げる者をいう。

(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

(2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業

を併せ行う漁業協同組合連合会

(3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

(4) 農林中央金庫

- 3 この要綱において「漁業近代化資金」とは漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの及び、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で漁業近代化資金助成法施行令第1条、第2条、第3条で定めるものとする。

（漁業近代化資金及び利子補給承認）

第4条 漁業近代化資金の種類、償還期限、据置期間及び利率は愛知県漁業近代化資金利子補給規則の別表に掲げるとおりとし、当該漁業近代化資金については愛知県知事より利子補給の承認があり、当該融資機関より貸付決定されたものについて予算の範囲内で利子補給を行う。

（利子補給率）

第5条 漁業近代化資金の利子補給率は年1パーセント以内、利子補給期間は1年以内とする。

（利子補給金の交付申請）

第6条 融資機関は、当該漁業近代化資金について利子補給金の交付を受けようとするときは、第4条の承認を受けたもののうち4月1日から同年9月30日まで（以下「前期」という。）に貸付実行されたものについては、翌年10月10日までに、10月1日から翌年3月31日まで（以下「後期」という。）に貸付実行されたものについては、翌々年の4月10日までに田原市漁業近代化資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に利子補給金内訳書（様式第2号）並びに委任状（様式第5号）を添え市長に提出しなければならない。

(利子補給金の決定及び通知)

第7条 市長は利子補給金交付申請書を受理したときは、市税を完納していること等その内容を審査し、適当と認めたときは融資機関に利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

ただし、交付決定により補給金は確定されたものとみなし、確定通知は省略することができる。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は利子補給金交付決定後に融資機関の利子補給金請求書(様式第4号)の提出により、利子補給金を交付するものとする。

(漁業近代化資金の貸付及び償還の報告)

第9条 融資機関は、利子補給の承認を受けた漁業近代化資金を当該漁業者に対して貸付けたとき及び、当該漁業者から当該貸付金の償還があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(利子補給金の振込)

第10条 融資機関は、当該漁業近代化資金について利子補給金の交付を受けたときは、15日以内に当該漁業者の個人口座へ振込み、振込完了報告書(様式第6号)によりこれを市長に報告しなければならない。

(利子補給金の計算方法)

第11条 利子補給金の額は、前期及び後期それぞれの期間における漁業近代化資金につき、その期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額をその年の日数で除して得た額に要綱第5条に定める利子補給率を乗じて得た額とする。

2 前項の利子補給金の額の計算の基礎となる毎日の貸付最高残額には、当該漁業近代化資金の償還期限を経過した未償還を含まないものとする。

(利子補給金の交付の取消し)

第12条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、漁業近

代化資金の利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 漁業近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が当該貸付資金をその目的以外に使用したとき、又は漁業者等でなくなったとき。

(2) 融資機関が愛知県知事の利子補給の承認を受けた日から1ヶ月以内に当該資金を貸付けず又は、承認を受けた当該漁業近代化資金の貸付要件に違反して漁業者に貸付けたとき。

(3) 融資機関が漁業近代化資金利子補給承認申請書等に偽りの記載をして、当該資金につき利子補給の承認を受けたとき。

(延滞金)

第13条 融資機関が前条の定めにより利子補給金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、その期限の翌日から納付の比較に応じ未納額100円につき10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

2 延滞金の計算の基礎となる未納付額が100円未満であるときは前項の定めを適用せず、またその未納付額に100円未満の端数がある場合はこれを切捨てて計算する。

(報告の徴収及び調査)

第14条 市長は、利子補給を行う漁業近代化資金について必要があるときは、融資機関に対し報告を求め当該貸付資金に関する融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

(要綱の改正)

第15条 漁業近代化資金関係法律省令並びに愛知県漁業近代化資金利子補給規則等の改正があった場合は、この要綱を改正することがある。

(補助金の終期)

第 16 条 補助金の終期については、平成 30 年度に第 4 条の承認を受けたものまでとする。ただし、第 2 条の法令に改正等があった場合は、それに従う。

附 則

- 1 この要綱は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 渥美町の編入日前に渥美町漁業近代化資金利子補給要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

## 田原市漁業近代化資金利子補給金交付申請書

第 年 月 日  
第 年 月 日

田原市長 殿

(申請者)

融資機関 所在地  
名称  
代表者氏名

印

年度（前期・後期）分の漁業近代化資金利子補給金の交付を申請します。

記

1 利子補給金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(添付書類)

- 1 利子補給金内訳書
- 2 委任状

様式第3号

## 田原市漁業近代化資金利子補給金交付決定通知書

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

田原市長

印

平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった平成 年度田原市漁業近代化資金利子補給金（ 期分）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

1 利子補給金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 この補給金の対象となる事業及びその内容は平成 年 月 日付第 号による申請書記載のとおりとする。

3 交付条件

融資機関は、当該間接補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を間接補助事業終了の翌年度から起算して10年間、整備保管しておかなければならない。



様式第4号

## 利子補給金請求書

第 年 月 日 号

田原市長 殿

融資機関 (所在地)  
(名称)  
(代表者氏名)

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった田原市漁業  
近代化資金利子補給金( 期分)を下記のとおり請求します。

記

1	補給金交付決定(確定)額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

様式第5号

## 委 任 状

融資機関（所在地）  
（名 称）  
（代表者氏名）

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

### 記

田原市から支払を受ける漁業近代化資金利子補給金の請求並びに受領する一切の権限。

年 月 日

住所  
氏名

印

様式第6号

年 月 日

田原市長

殿

融資機関（所在地）  
（名称）  
（代表者氏名）

印

## 振込完了報告書

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額を漁業近代化資金利子補給金（ 期分）として \_\_\_\_\_ 外  
\_\_\_\_\_ 名に 年 月 日付で当該個人口座へ振込みました。